

新（平成29年3月27日農林水産省告示第445号）		現 行	
第1条・第2条（略） （定義）		第1条・第2条（略） （定義）	
第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。		第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。	
用語	定義	用語	定義
有機飼料	（略）	有機飼料	（略）
化学的処理	次のいずれかに該当することをいう。 1 化学的手段（ <u>燃焼、焼成、溶融、乾留及びけん化を除く。</u> 以下同じ。） によって、化合物を構造の異なる物質に変化させること。 2 化学的手段により得られた物質を添加すること（ <u>最終的な製品に当該物質を含有しない場合を含む。</u> ）。	[新設]	[新設]
組換えDNA技術	（略）	組換えDNA技術	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
（生産の方法についての基準）		（生産の方法についての基準）	
第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。		第4条 有機飼料の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。	
事項	基準	事項	基準
原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「法」という。）第14条又は第19条の3の規定により格付されたもの又は(4)に規定する同等国格付飼料にあつてはこの限りでない。 (1)～(3) （略） (4) 有機飼料（有機飼料の入手が困難な場合にあつては、同等国格付飼料（農林物資の規格化等に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第62号）第37条に規定する国において法第15条の2第2項に規定する格付の制度に基づき格付された飼料のうち、次に掲げる事項が記載され、当該国の政府機関その他これに準ずるものとして農林水産大臣が指定するものによって発行された証明書（法第15条の2第1項に規定する証明書をいう。以下同じ。）又はその写しが添付されているものに限る。）を含む。 ア 証明書を発行したものの名称及び住所 イ 証明書の発行年月日 ウ 証明に係る飼料の種類及び量 エ 当該飼料に係る生産行程管理者（法第14条第2項の生産行程管理者をいう。）の認定に相当する行為を行った外国の機関の名称及び住所 オ 当該飼料について格付が行われたものである旨 2 （略） 3 1及び2以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) （略） 〔削る。〕 (2) 放射線照射が行われたもの (3) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 4～9 （略）	原材料	次に掲げるもののみが使用されていること。 1 以下のうち、その包装、容器又は送り状に格付の表示が付されているもの。ただし、その有機飼料を製造し、又は加工する者により生産され、農林物資の規格化等に関する法律（昭和25年法律第175号）第14条又は第19条の3の規定により格付されたものにあつてはこの限りでない。 (1)～(3) （略） (4) 有機飼料 2 （略） 3 1及び2以外の農畜産物。ただし、以下のものを除く。 (1) （略） (2) 原材料として使用した有機農産物、有機乳、有機飼料及び有機飼料用農産物と同一の種類 <small>の</small> 農畜産物 (3) 放射線照射が行われたもの (4) 組換えDNA技術を用いて生産されたもの 4～9 （略）
（略）	（略）	（略）	（略）
製造、加工、包装、	1・2 （略）	製造、加工、包装、	1・2 （略）

保管その他の工程に係る管理	<p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤並びに食品及び添加物（これらを原材料として加工したものを含み、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用するものを除く。）に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>4・5 (略)</p>
---------------	--

第5条 (略)
別表1 (略)
別表2 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)
ゼラニウム抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
シトロネラ抽出物	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) (略)

保管その他の工程に係る管理	<p>3 有害動植物の防除は、物理的又は生物の機能を利用した方法によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、別表2の薬剤に限り使用することができる。この場合においては、原材料及び製品への混入を防止すること。</p> <p>4・5 (略)</p>
---------------	--

第5条 (略)
別表1 (略)
別表2 薬剤

薬 剤	基 準
(略)	(略)

[新設]

(注) (略)